

海洋構造物用チェーン及びチェーン用部品に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編, L 編及び PS 編
鋼船規則検査要領 K 編及び L 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

海洋構造物用チェーン及びチェーン用部品に関する事項

改正理由

IACS において、関連業界からの海洋構造物用チェーン及びチェーン用部品に関する不具合の報告を受け、製品の品質管理の厳格化を図るべく、当該チェーン及びチェーン用部品の出荷時の検査及び製造方法の承認に関する要件を定める IACS 統一規則 W22 (Rev.5) の見直しが行われた。

本見直しでは、当該チェーン及びチェーン用部品の重要な製造工程の一つである熱処理工程について、熱処理炉の定期的な温度計測に関する要件を追加するとともに、最終製品に対する非破壊検査及び寸法計測の詳細な要件を明記する等の改正が行われ、2016 年 6 月に IACS 統一規則 W22 (Rev.6) として採択された。

このため、IACS 統一規則 W22 (Rev.6) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 海洋構造物用チェーン（以下、海洋チェーンという。）及びチェーン用部品の製造方法の承認に関して、提出すべき資料を追記した。
- (2) 海洋チェーン及びチェーン用部品の製造方法の承認に関して、CTOD 試験に関する要件を追記した。
- (3) 海洋チェーン及びチェーン用部品の製造に使用される熱処理炉の承認に関する要件を規定した。
- (4) 海洋チェーンのリンクの寸法許容差に関して、詳細な要件を規定した。
- (5) 海洋チェーン用部品に関して、切断試験及び機械試験の代替試験を行うことができる場合の要件を追記した。
- (6) 海洋チェーン及びチェーン用部品に対する非破壊検査の要件を追記した。

改正条項

鋼船規則 K 編 3.6.5, 3.6.8, 図 K3.2, 3.6.10, 表 K3.25, 3.6.13, 5.2.4, 5.2.5, 5.2.8, 5.2.9, 5.2.10, 5.2.11, 5.2.12, 5.2.13, 5.2.14, 6.3.4, 6.3.7, 6.3.8, 6.3.9, 6.3.10, 6.3.11, 6.3.12

鋼船規則 L 編 3.2, 3.2.1, 3.2.5, 3.2.7, 3.2.9, 表 L3.9, 3.2.11, 表 L3.11, 3.2.12, 3.2.13, 3.2.14, 3.2.15, 3.2.16, 3.2.19

鋼船規則 PS 編 3.9.1

鋼船規則検査要領 K 編 K3.6.10, K3.6.13, K5.2.9, K5.2.10, K5.2.14, K6.3.7, K6.3.8, K6.3.9, K6.3.12
鋼船規則検査要領 L 編 L3.2, L3.2.5, L3.2.7, L3.2.11, L3.2.13, L3.2.14, L3.2.18
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 表 1.1-2, 第 2 編 2.2.2, 表 2.2-1, 2.4.3, 2.4.4, 2.9, 3.2.2, 3.4.1, 3.4.3, 表 2.3-1, 表 2.3-3, 3.4.4, 3.9